

割賦販売法の一部を改正する法律について (令和2年法律第64号)

令和3年3月

経済産業省 商取引監督課

改正の背景

- 近年、情報技術の進展を背景に、カード会社（包括信用購入あつせん業者）が利用者の支払実績等の膨大なデータに基づいて、各社の創意工夫により与信審査を行うとともに、少額かつ多頻度の決済への後払サービス、異業種企業（SNS系企業、ECモール系企業等）の後払サービスへの参入、インターネットやスマートフォン端末による決済が拡大。
- 他方、決済サービスやその提供主体の多様化により、クレジットカード番号の情報漏えいリスクに対する懸念も高まっている。
- このような状況を踏まえ、新しい技術・サービスに対応し、利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備するため、「割賦販売法の一部を改正する法律」を措置。

改正の概要（令和3年4月1日施行）

1. 「認定包括信用購入あつせん業者」の創設

従来の包括支払可能見込額調査に代わる与信審査手法によることを許容。

2. 「登録少額包括信用購入あつせん業者」の創設

極度額10万円以下の包括信用購入あつせん業を営む事業者の新たな登録制度による規制合理化。

3. クレジットカード番号等の適切管理の義務主体の拡充

新たなクレジットカード番号等の保持主体を適切管理義務の主体に追加。

4. 書面交付の電子化

利用者の事前の承諾を要することなく、電子による利用明細等の提供を行うことを許容等。

5. 業務停止命令の導入

1.「認定包括信用購入あつせん業者」の創設

- カード会社による利用者の支払実績等の膨大なデータに基づく、各社の創意工夫による与信審査に対応するため、包括支払可能見込額調査の特例として**認定制度**を創設。
- 認定取得により、当該調査によることなく、各カード会社の与信審査手法による与信が可能に。他方、**事前・事後チェック**により、過剰与信防止を図る。
- 指定信用情報機関の信用情報の使用義務・提供義務は、当該調査と同様に維持。

【認定制度における監督の枠組み】

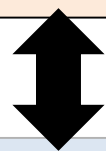
事前チェック

以下の事項を審査・認定

- (1) **技術・データを用いた与信審査手法**
(与信審査手法、延滞率)
- (2) **適正運用のための内部管理体制の整備**

事後チェック

- (1) **定期報告（事業年度ごと）**
延滞率の適正管理ができていることをチェック
- (2) **改善命令・認定取消し等**
上限延滞率を超過した場合等



各事業者の実態に鑑み、認定を取得するか、包括支払可能見込額調査によるか判断

【現行の包括支払可能見込額調査】

- $\text{利用限度額} \leq \text{包括支払可能見込額} \times 90/100$
- $\text{包括支払可能見込額} = \text{年収（+預貯金）} - \text{クレジット債務} - \text{生活維持費}$

1.「認定包括信用購入あつせん業者」の創設

【認定の基準：割賦販売法30条の5の4第1項】

(認定包括信用購入あつせん業者)

第三十条の五の四 包括信用購入あつせん業者は、包括支払可能見込額に代えて、利用者支払可能見込額（…）の算定を行おうとする場合は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも該当する旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該算定の方法が、利用者の支払能力に関する情報を高度な技術的手法を用いて分析することにより利用者支払可能見込額を適確に算定することを可能とするものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 当該算定を行う体制が、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

認定の基準の詳細は、割賦販売法施行規則62条、「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（以下「審査基準等」）別紙2・別紙5参照

【延滞率について：割賦販売法施行規則62条1項3号】

(認定の基準)

第六十二条 法第三十条の五の四第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

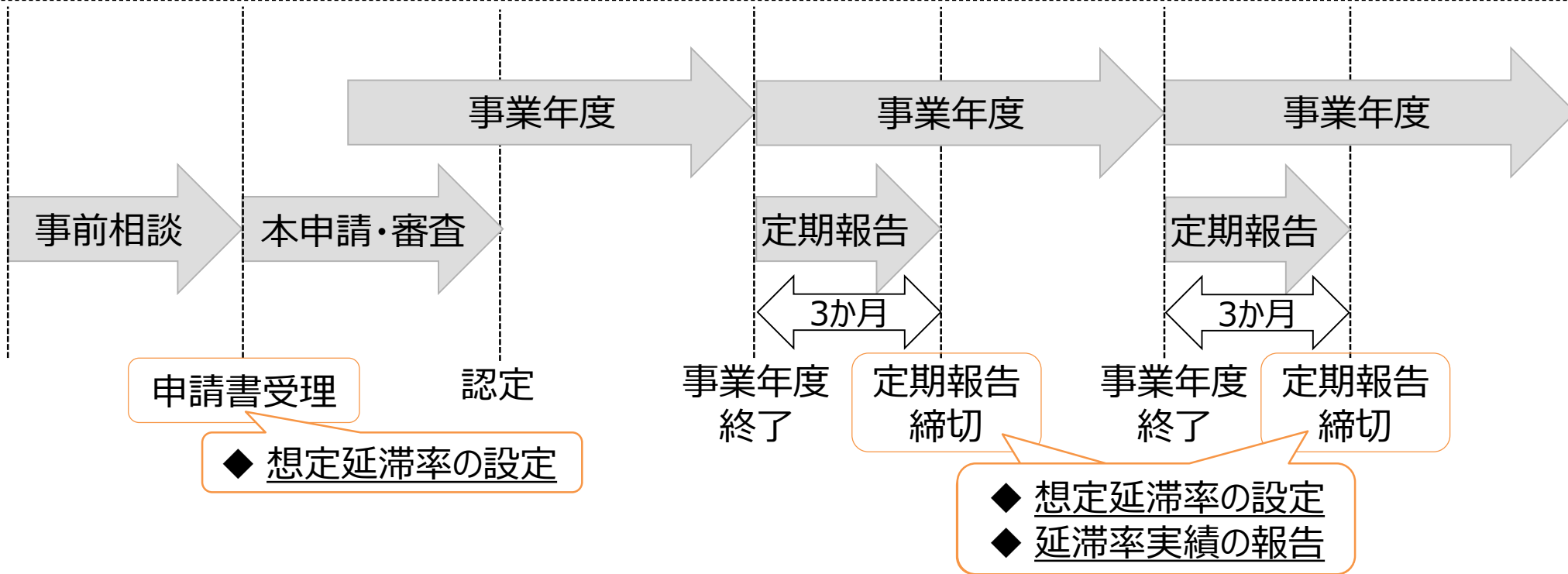
- 三 この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率を超えないよう延滞率を管理すること。

$$\text{延滞率} \Rightarrow \frac{\text{A : Bのうち、残債務が延滞しているもの}}{\text{B : 一定時点において残債務のあるカード等の契約件数}}$$

詳細は、施行規則61条1項2号・審査基準等別紙5の3.(1)参照

1.「認定包括信用購入あつせん業者」の創設

【延滞率に関するルール：割賦販売法30条の5の4第1項・30条の5の5第4項・30条の6第1項等】



- 認定包括信用購入あつせん業者は、認定申請や定期報告において、当該事業者の過去延滞率等を踏まえ、**事業年度ごとに想定延滞率を設定**。過去延滞率等は指定信用情報機関から提供を受ける。
- **定期報告における延滞率実績が上限延滞率又は想定延滞率を超える場合**には、他社の延滞率状況等に鑑み、改善指導や改善命令の監督を行う。

2.「登録少額包括信用購入あつせん業者」の創設

- 従来の割賦販売法は、比較的高額な商品・サービス（極度額は数十万円）の購入を想定したクレジットカード取引を想定。
- 近年、クレジットカードが日常の買い物等にも利用される機会が増加し、少額かつ多頻度の後払決済サービスが拡大、ECモール系企業等の異業種企業が後払いサービスに参入。

極度額10万円を上限とした包括信用購入あつせん業を営む事業者に
新たな登録制度を創設（登録少額包括信用購入あつせん業者）

【少額の事業者に適用される規定】

（1）参入要件の見直し（割賦販売法35条の2の11）

- 資本金要件を課さない。（既存の事業者は、2,000万円）
- 純資産要件の緩和（親子会社や事業拡大を前提とした要件）

（2）契約解除等の催告期間（割賦販売法35条の2の6）

- 契約解除等の催告期間を7日に短縮（既存の事業者の催告期間は20日）

（3）与信審査（割賦販売法35条の2の4等）

- 各社の与信審査手法による与信審査（包括支払可能見込額調査によることは想定されない。）

【既存の事業者と同様の規定】

- 消費者保護規制（情報提供、個人情報への取扱い、苦情処理、抗弁の接続等）
- セキュリティ規制（クレジットカード番号等の適切な管理等）
- 指定信用情報機関の信用情報の使用義務・提供義務

2.「登録少額包括信用購入あつせん業者」の創設

【与信審査に関する登録の審査基準】

○割賦販売法35条の2の11第1項11号（登録の拒否）

十一 利用者支払可能見込額の算定について、次のいずれかに該当する法人

イ 当該**算定の方法**が、利用者の支払能力に関する情報を高度な技術的手法を用いて分析することにより利用者支払可能見込額を適確に算定することを可能とするものとして**経済産業省令で定める基準**に適合しないものであること。

ロ 当該**算定を行う体制**が、**経済産業省令で定める基準**に適合しないものであること。

○割賦販売法施行規則68条の13（利用者支払可能見込額の算定の方法等の基準）

第六十八条の十三 法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの方法を定めるに当たり、**不適正又は不十分な技術及び情報を利用していないこと。**

二 利用者の支払能力に関する情報を**当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい不利益が生じるおそれがあると認められる方法により利用していないこと。**

三 この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する**延滞率に照らし、延滞率を適切に管理**すること。

2 法第三十五条の二の十一第一項第十一号ロの経済産業省令で定める基準は、法第三十五条の二の四第一項本文に規定する**算定の円滑な実施を確保するために必要な体制**が定められていることとする。

少額の事業者は、各社の与信審査手法を用いることから、割賦販売法施行規則68条の13第1項3号等を除き、認定包括信用購入あつせん業者と同様のルール。詳細は、審査基準等別紙2・別紙5参照。

認定及び少額登録の手続等

- ◆ 認定包括信用購入あつせん業者及び登録少額包括信用購入あつせん業者は、高度な技術的手法を用いた新たな限度額審査を行う事業者。認定又は少額登録の審査、これらの事業者に対する行政処分には、一定の専門技術的知見が必要。

これらの事業者の申請等や行政処分は、当面の間（※）、**経済産業省本省**が担当
各種申請等・定期報告の宛先は、**経済産業大臣**
（⇔既存の事業者の登録申請等の宛先は、**経済産業局長**）

（※）運用状況に鑑み、経済産業局長に移管予定

参考：包括信用購入あつせんにおける事業者の整理

「包括信用購入あつせん業者」（改正なし）

包括信用購入あつせんを業とする者

「登録包括信用購入あつせん業者」（改正なし）

包括信用購入あつせんを業として営む者

「認定包括信用購入あつせん業者」（新設）

「包括信用購入あつせん業者」のうち、「包括支払可能見込額の調査」に代わる各社の与信審査手法を用いる事業者として認定を受けた事業者

「登録少額包括信用購入あつせん業者」（新設）

「包括信用購入あつせん」のうち、極度額が10万円以下のものを業として営む者であって、各社の与信審査手法を用いる事業者として登録を受けた事業者

非両立

参考：包括信用購入あつせん業者に適用される条文（第3章第1節）

第1款（30条～30条の5の3）「包括信用購入あつせん業者」に適用

30条の2、30条の2の2、30条の5の3を除く。

包括支払可能見込額調査

改善命令

30条の5の7

30条の2の4の特例

契約の解除等の催告

30条の2、30条の2の2、30条の2の4、
30条の5の3、30条の5の4～30条の6を除く。

認定に係る規定

第2款（30条の5の4～30条の6）「認定包括信用購入あつせん業者」に適用

第3款（31条～35条の2の2）「登録包括信用購入あつせん業者」に適用

第4款（35条の2の3～35条の3）「登録少額包括信用購入あつせん業者」に適用

認定包括信用購入あつせん業者

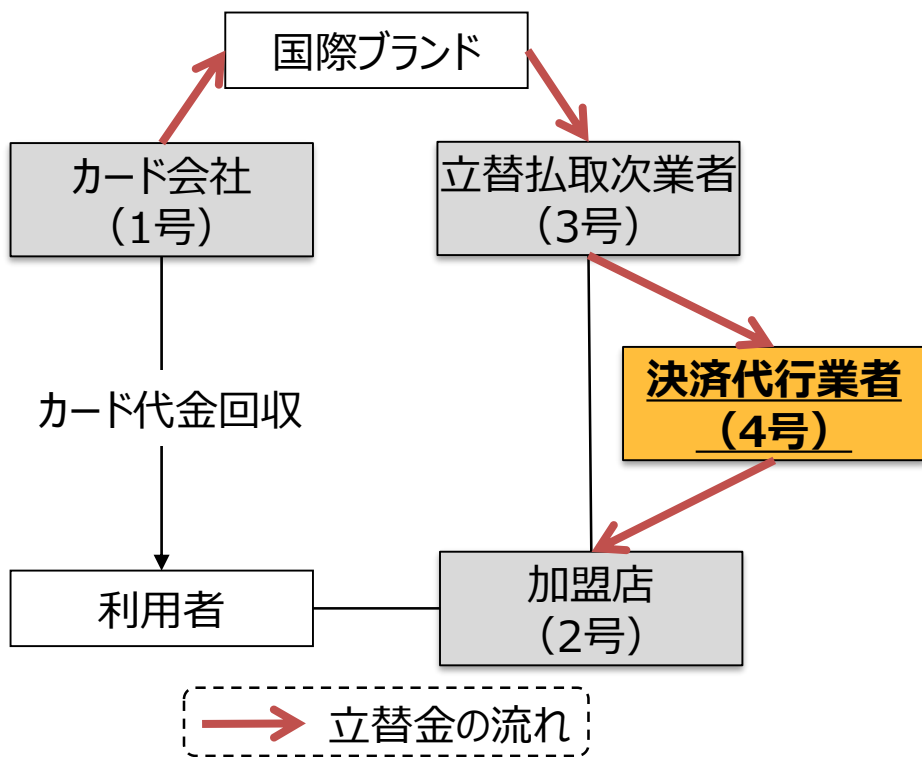
登録包括信用購入あつせん業者

登録少額包括信用購入あつせん業者

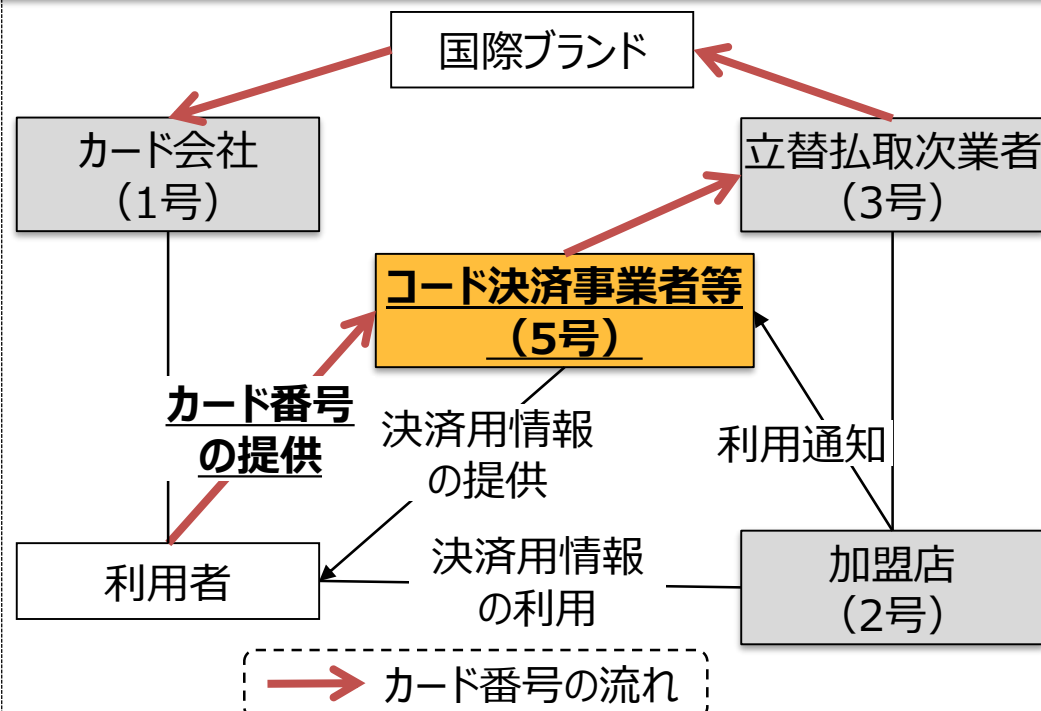
3. クレジットカード番号等の適切管理の義務主体の拡充

- クレジットカード取引では、カード会社から機能分化した**決済代行業者等**の事業者が関与する、いわゆるオフアス取引が一般化。また、昨今の決済方法の多様化において、**QRコードによる後払決済サービスを提供する事業者等**の新たな主体も登場。
- このように、典型的にカード番号を大量に保有する事業者を適切管理義務の主体に追加（割賦販売法35条の16第1項4号～7号）。

4号：立替払取次業者のために、加盟店に対して、立替金の交付を行う事業者

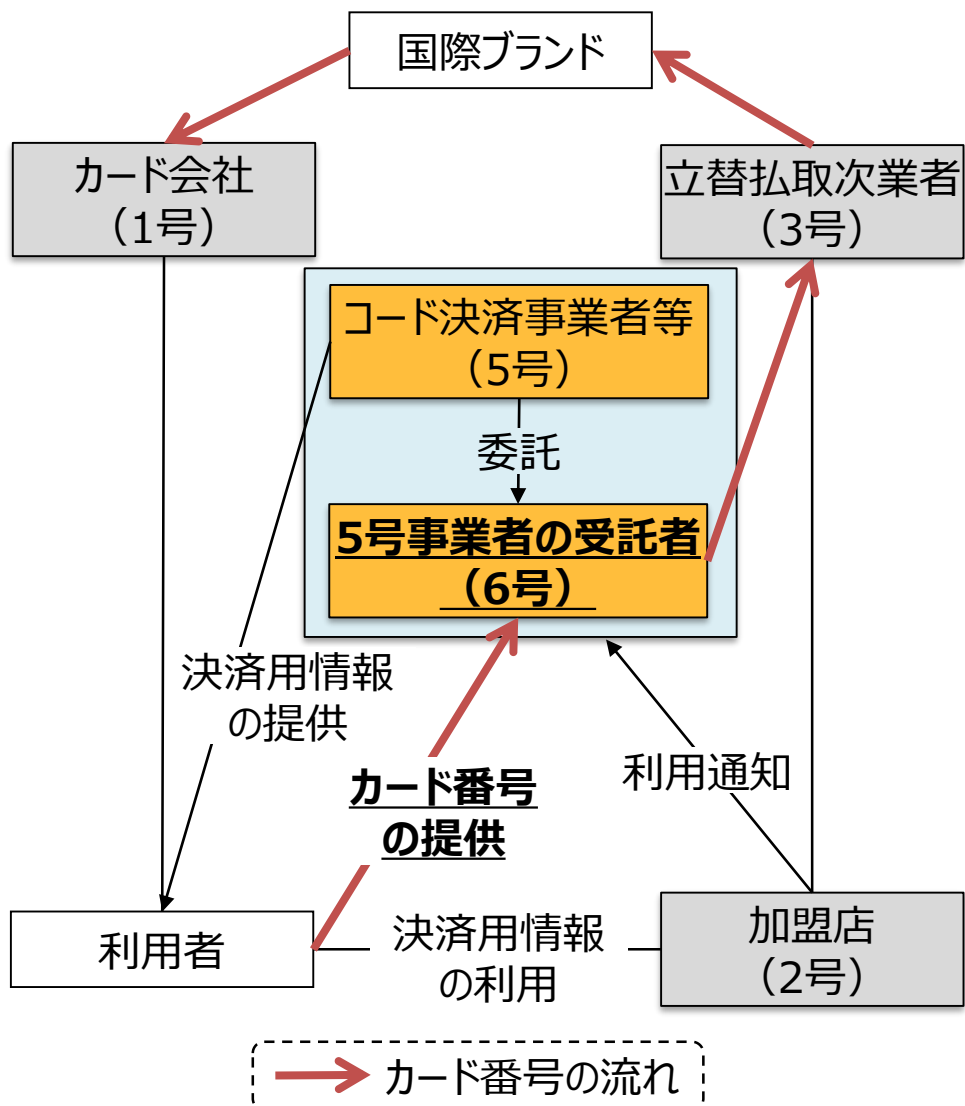


5号：利用者から提供を受けたカード番号を用いて、次回以降、当該カード番号を入力することなく、商品購入等を行うことができるサービスを提供する事業者

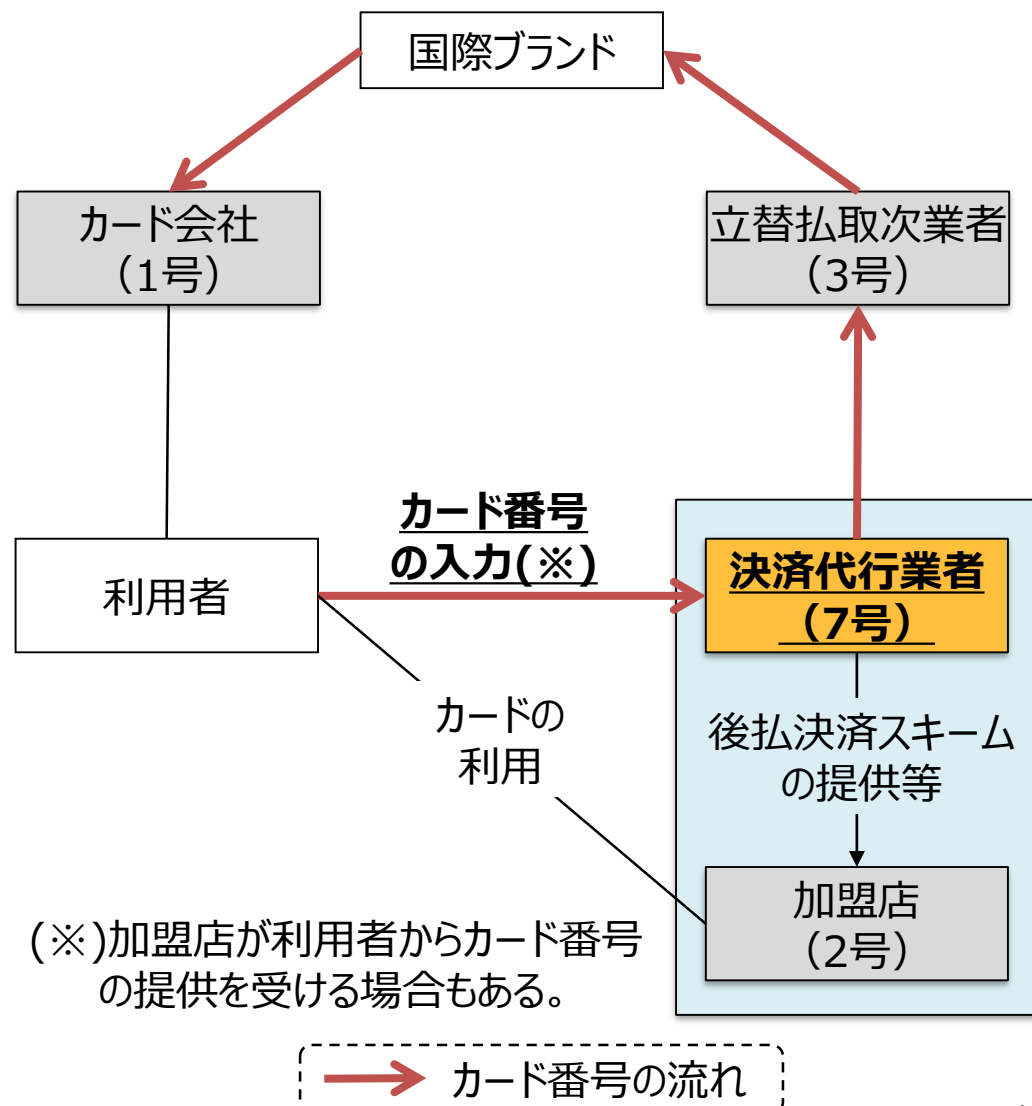


3.クレジットカード番号等の適切管理の義務主体の拡充

6号：5号の事業者が提供する決済サービスについてカード番号の管理を受託する事業者



7号：後払決済において立替払取次業者にカード番号を提供する事業者（省令132条の2）



4.書面交付の電子化

- 近年、スマートフォンやパソコンを利用したカード決済の増加に伴い、一部の利用者にとっては、保存や検索がしやすく到達が確実な電磁的方法による情報提供の方が、書面よりも利便性が高い。
- 事業者にとっても、書面よりも電磁的方法による情報提供の方が費用や事務コストの面において好都合であることが多いことから、書面交付義務を情報提供義務にする等の改正を行うもの。

【書面交付電子化の改正概要：割賦販売法30条、30条の2の3、30条の2の4等】(赤文字が改正部分)

		現行制度	右記サービス以外	スマートフォン・パソコン完結型サービス
包括信用購入 あつせん業者	取引条件表示 (会員規約等)	書面交付 (利用者の承諾を 取得すれば、電子によ る方法が可能)	情報提供 (利用者の求めがあ れば、書面交付)	完全電子化 (書面交付義務 を負わない。)
	クレジット 利用明細等			
	リボ払い 債務請求		書面交付 (利用者の承諾を取 得すれば、電子によ る方法が可能)	
	契約の解除等 における催告	書面交付のみ		
加盟店	クレジット 利用明細等	情報提供 (利用者の求めが あれば、書面交付)	情報提供 (利用者の求めがあ れば、書面交付)	

4.書面交付の電子化

【電子による情報提供の方法：割賦販売法施行規則36条2項等】

- 従来は、①電子メール、②ダウンロード機能を付したファイルのウェブ掲載、③磁気ディスク等を規定。
- クレジット利用明細等の提供において、いわゆるマイページ等の利用の広がりを受けて、**④ウェブ掲載のみ（ダウンロード機能不要）の方法**を新設。

…④は、（１）利用者ごとの情報を掲載するマイページ等と、（２）利用者共通の情報を掲載する一般ページを規定。事業者のサービスに応じて、これらのページを組み合わせ使用することを想定。

【スマートフォン・パソコン完結型サービス：割賦販売法施行規則37条の2第2項1号等】

①カード番号の付与、②加盟店での後払決済による商品購入、③リボ払い債務請求が、スマートフォン・パソコン等の電子媒体の使用のみにより完結するサービス。

①カード番号の付与时

②加盟店での商品購入時（後払決済）

③リボ払い債務請求時

スマートフォン・パソコンのみで完結。プラスチックカード等の物を用いない。

○当該サービスに該当しないとする例（割賦販売小委員会令和元年12月20日付報告書31頁）

- ① 物理的カードを同時に/追加で交付する場合
- ② 物理的カードのクレジットカード番号をオンライン入力して決済する場合
- ③ 物理的カードをスマートフォンに紐づけて決済（QRコード決済やNFC決済等）する場合

5.業務停止命令の導入

- **クレジットカードのセキュリティを確保**するためには、万一、セキュリティ保護のための社内体制整備が不十分な事業者が存在した場合、速やかに業務を停止させた上で、早急に体制を整備させる（体制整備の後、業務を再開させる）ことが必要。
- しかしながら、現行法では改善命令と登録の取消しの間の監督手段は、純資産要件を満たさなくなった場合の「カード等交付等禁止命令」のみ。

監督手段として、包括信用購入あつせん業者が改善命令に違反した場合等に、1年以内の期間を定めて、**業務の全部又は一部の停止を命ずることができる旨**を規定。

包括信用購入あつせん業者に対する監督手段

- ❑ 報告徴収・立入検査（法40条、41条）
- ❑ 改善命令（法30条の5の3及び34条）
- ❑ 登録の取消し（法34条の2）
- ❑ 刑事罰（法49条等）

○業務停止命令を新設。

※カード等の交付禁止命令（旧法34条）は新設の業務停止命令に包含されることから、削除。
※登録少額包括信用購入あつせん業者についても同様に措置。

割賦販売法施行規則の改正事項

1. 加盟店調査に関する事項

- 加盟店契約や加盟店管理の実態に鑑み、①加盟店に関する基本的な事項（加盟店名、住所、代表者氏名等）、②取扱商品等を定期報告事項から**随時調査事項に移行**（割賦販売法施行規則133条の8第1号・133条の10第3項）。

2. 包括信用購入あつせん業者のクレジット利用明細等における情報提供事項

- クレジットカード業務の機能分化に伴う取引形態（いわゆるオフアス取引）における運用を踏まえ、包括信用購入あつせん業者のクレジット利用明細等における加盟店名を、加盟店を特定することができる事項の表示とすることを可能に（割賦販売法施行規則49条1号、51条1号）。

3. 指定信用情報機関に提供される基礎特定信用情報項目の一部削除

- 信用購入あつせん業者が指定信用情報機関に提供する信用情報の項目のうち、「**勤務先の商号又は名称**」を削除（割賦販売法施行規則118条1項5号）。